

## → 育て用品の支給開始

等の無料支給が始まりました。 むつやおしりふき、ベビーローション を養育している保護者を対象に、お 町内の0歳から1歳までの子ども

で)を現物で支給する取り組みは今 から申請書をお送りします。 品を選べます。対象世帯には、役場 年度から開始。約2品目の中から用 年間6万円分(1カ月あたり5千円ま

住民課 電話76・2213



# 申請後に役場各支所で受け取れます

#### 石広域農道(上来島・下来島)で 不法投棄重点パトロー ル開始



安部角生さん(上来島)、田部哲二さん(下来島)が 不法投棄監視モニターに

対策推進事業の「不法投棄重点監県の令和2年度廃棄物適正処理 視地域」に飯石広域農道が指定さ

みです 不適正処理事案が後を絶たない依然として廃棄物の不法投棄や 中、県民総参加で不法投棄が発生 しにくい地域づくり目指す取り組

で、不法投棄監視モニターが現地 を確認しました。 第1回合同パトロー ル(6月3日)

## まちを元気に! 地域おこし協力隊

区担当の加集淳子隊員の活動報告隊」の活動を紹介。今月は、宇山地の解決に取り組む「地域おこし協力 飯南町内のさまざまな地域課題

> ラムネ銀泉で勤務することになりま 宇山地区に関わる仕事がしたくて、 間と出会えました。任期終了後も

員の任期が終了します 今年の7月で地域おこし協力隊

芋の加工などに取り組みました。 や生姜の栽培、切り干し大根や干・ で地域の皆さんと共に、さつまいも この3年間、農事組合法人草の城



地域で採れた大根を切り干し 大根にして販売

泉ソムリエの資格も取得し、お客様 カアップに取り組んできました。温務や事務作業を担当し、温泉の魅 により喜んでもらえる温泉を目指 またラムネ銀泉では、フロント業

域イベントを企画し、たくさんの仲 者で作ったグループでさまざまな地 して活動してきました。 協力隊の活動以外でも、地域の若

貢献していきたいです。 町での生活を楽しみながら、地域に たくさんあります。これからも飯南 知らないこと、やってみたいことが 移住して3年、まだまだ飯南町の





# 宇山地区の収穫祭

#### 新 保険料の減免 型コロナウイルス感染症の流行に伴う

減免になります 高齢者医療保険料・介護保険料が 次の人は国民健康保険料・後期

令和元年度分と令和2年度分保険料

●対象となる保険料

マイナンバーカードを申請し、利用 まれるなど活用場面が広がります。 や、健康保険証としての利用が見込

してみてはいかがでしょうか。

な傷病を負った世帯の人→保険料る生計維持者が死亡、または重篤 を全額免除 ①新型コロナウイルス感染症で主た

院に役立ててください」と話してい 民の健康を支えている町の医療・病 スにより、危険と隣り合わせで住 ただきました。

長里さんは、「新型コロナウイ

順美さんから、飯南町へ寄附金をい

町内在住の長里禧臣さん、長里

マイナンバーカードは、今後ポイ

申請はお済みですか?

イナンバーカードの

サービス(マイナポイント)の開始

いただきました

長里禧臣さん・順美さん

へ寄付を

(\*)が見込まれる世帯の人→保険で主たる生計維持者の収入減少 ②新型コロナウイルス感染症の影響 料の一部を減額

31日の間の年金支払日に引き去ら

護保険料が年金から引き去り分)

•特別徴収分(後期高齢者医療保険料、

令和2年2月1日~令和3年3月

31日納付期限のもの

令和2年2月1日~令和3年3月

(納付書か口座振替で納付分)

### \*主たる生計維持者の収入減少

の所得金額が400万円以下であ 業収入等にかかる所得以外の前年 する見込みであること。 が、前年に比べて10分の3以上減少 入の種類ごとにみた収入のいずれか(1)事業収入や給与収入など、収 (2)減少することが見込まれる事

被保険者が対象 ※介護保険料は65歳以上の第1号

が1000万円以下生計維持者の前年の合計所得金額※国民健康保険料は世帯の主たる

る納付方法はありませ ※国民健康保険料は特別徴収によ

※徴収方法は個人ごとに異な

要です。 減免には、保険料ごとの申請が必 申請前にお問い合わせくだ

療保険料に関して ■国民健康保険料·後期高齢者医 問合せ

保健福祉課

電話72:

電話0854・47・7342 雲南広域連合介護保険課



者も加入できます。

された住民票の写し等でマイナン

ーカー

-ドかマイナンバ

ーが記載

バーの証明が可能です

記載事項に変更がある人は、マイナ

※5月25日以後、氏名や住所等の

配偶者、後継者など家族農業従事 の農地を所有していない農業者や ・国民年金の第1号被保険者

・60歳未満の人

農業経営者をはじめ、自分名義

・年間60日以上農業に従事

ナンバーを証明する書類」として使

いる場合に限り、通知カードを「マイ氏名や住所等が住民票と一致して

●加入要件

の「農業者のための年金」です

業者だけが加入できる、積立方式 生活の安定などを目的とした、農

農業者年金は、農業者の老後の

規発行・再発行の手続きは令和2年

法律の改正で「通知カード」の新

行等の手続は廃止となりました

マイナンバー「通知カード」の新規発

問い合わせください。

支所で受け付けています。気軽にお

申請は、役場本庁舎と頓原基幹

5月25日で廃止となりました。

今後は、通知カー

-ドに記載された

加入者募集

| 業者年金

電話76・2214

住民課

電話76.2213